



住宅貸付申込案内

1 住宅貸付けの申込事由

会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入又は敷地の購入、借入若しくは補修（以下「新築等」という。）をするための資金を必要とする場合。

2 住宅貸付けの最高限度額

(1) 最高限度額

会員期間が4年未満 200万円

会員期間が4年以上 300万円

(2) その他の注意事項

ア 申込金額（借換の場合は送金予定額）は、契約金額等の必要資金の範囲内となります。

イ 償還回数は償還途中で変更できません。ただし、一部繰上償還する時は償還回数を減らすことができます。

3 住宅貸付けの償還回数

毎月分 240回まで

ボーナス分 40回まで

※退職までの勤務年数にかかわらず、償還回数の限度まで設定することができます。

ただし、退職等の時点で残っている借受金については即時償還（一括返済）となります。

※毎月償還を120回未満で設定した場合、住宅借入金等特別控除に必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は発行できません。

4 住宅貸付け申込みにあたっての資格・条件等

(1) 申込時に会員期間が6か月以上（公立学校共済組合員で他の共済組合からの継続者は、その期間を通算する。）であること。

(2) 申込金額は10万円単位です。申込金額100万円以上はボーナス併用償還ができます。

(3) 互助会の各貸付金の一回当たりの返済合計額が、毎月償還で給料の月額10分の3を、ボーナス償還で給料の月額10分の6を超えないこと。

(4) 互助会への償還年額に、互助会以外の金融機関等からの借入金の償還年額を加算した額が、給料の月額の4.8倍の額を超えるときは、貸付けを受けることができません。

(5) 投資、賃貸等を目的としないでください。ただし、会員の家族が商業等を営んでいて、その業態にふさわしい構造の家屋を建築する場合には、居住部分に限り貸付けの対象となります。

(6) 貸付けの対象物件の所在地は、通勤可能な範囲としてください。

(7) 物件の名義は、会員名義又はその配偶者及び親子等の共有名義であること。ただし、配偶者又は親子等の名義の場合でも、会員が同居することを条件に申込むことができます。

(8) 申込みはタイミングを考えて

ア この貸付金については、送金日からおおむね3か月以内の支払い（一部でも可）に充てていただきます。送金日と代金支払日をお考えの上、お申込みください。また貸付けの対象が住宅の場合、送金した日から6か月以内に居住してください。

イ 貸付けの対象が住宅を建てるための敷地の購入又は借入れの場合、送金した日から5年以内に住宅を建築し居住してください。

ウ 貸付金の送金時点で、既に支払いが済んでいる金額については、貸付け対象外です。ただし、やむを得ない事情で一時的に金融機関等からの融資（つなぎ融資）を受けて、売買代金を完納し、所有権移転登記を完了している場合は、つなぎ融資が確認できる資料を提出することにより、その金額についても貸付けを申込むことができます。

(9) 貸付けできない場合もあります

申込み時点で受付できないことや、審査の結果、貸付けできないこともあります。例えば、新築物件で容積率・建ぺい率超過の違法物件や、市街化調整区域で自己用住宅が建てられない地域の場合などです。

契約に当たっては、法務局（登記所）や県土整備事務所あるいは市町村の土地行政の担当課等で、不動産及び建設会社・物件・周辺環境等を十分に調査・確認してください。

また、次の事例に該当する場合は、貸付けができません。

- ア 給料の全部が支給されていないとき
- イ 給与の差押えを受けているとき
- ウ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき
- エ 貸付保険制度の事故者であるとき（損害保険会社に移された債務を完済している場合は除く。）
- オ 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき
- カ 民事再生の申立てから再生計画認可決定の確定日までの間にあるとき又は再生計画認可決定の確定日後10年を経過していないとき
- キ 貸付規程違反等により即時償還事由に該当した貸付金の償還が完了していないとき
- ク その他、債務不履行に至る恐れのある事由が認められたとき

5 住宅貸付け申込みに必要な書類

- (1) 住宅貸付申込書
- (2) 通帳等の写し、給与明細書の写し、組合員証の写し
- (3) 貸付借用証書（収入印紙貼付、割印押印）
- (4) 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書
- (5) 団体信用生命保険 申込書兼告知書（加入希望者のみ）
- (6) 申込事由別に必要な添付書類（別表1で確認してください。）

※市町村共済組合等からの転入者で、申込日現在、会員期間が6か月未満の会員は、「会員期間継続証明書」（様式6号）も一緒に添付してください。

6 住宅貸付申込書等記入の際の注意事項

申込書	・ 申込金額欄、希望する償還回数欄、申込人欄の訂正には訂正印（氏名欄と同じ印鑑）が必要です。 ・ ボーナス償還は、申込金額が100万円以上のとき選択でき、申込金額の1/2以内かつ50万円単位となります。ボーナス償還回数は、毎月償還回数の1/6以内で設定してください。 ・ 申込、借受中の貸付金の1回当たりの償還額の合計が毎月償還で給料の月額$\frac{3}{10}$以内、ボーナス償還で給料の月額$\frac{6}{10}$以内になるよう設定してください。
貸付借用証書	・ 貸付金額に応じた収入印紙を貼付し、割印を押してください。 ・ 氏名欄の印鑑は、申込書の氏名欄の印鑑と同じものを使用し、鮮明に押してください。 ・ 日付は記入しないでください。 ・ 金額の訂正はできません。（書き直しとなります。）なお、金額以外の訂正は、氏名欄に押印した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。
借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書	・ 氏名欄の印鑑は、申込書の氏名欄の印鑑と同じものを使用し、鮮明に押してください。 ・ 日付は、申込書と同一の日付にしてください。 ・ 訂正の場合は、氏名欄に押した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。 ・ 借入状況は、今回申込分も必ず記入してください。 ・ 当互助会以外の借入状況は、該当がない場合は必ず0（ゼロ）を記入してください。 ・ 償還限度額の算出を必ず行い、算式どおりになるか確認してください。 ・ 訂正の場合は、氏名欄に押した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。

※申込書記入に当たっては、記入例も参考にしてください。

7 貸付金利率及び一回当たりの償還額について

貸付種別	貸付金の利率（年利）
一般・住宅・教育・自動車・ 医療・冠婚葬祭	1.0%

※令和3年7月1日現在の利率で、変動制です。

※現在の貸付金利率は利率改定の通知文又は最新の「福利さいたま」で確認してください。

※償還の方法は元利均等方式となります。

※利率が改定された場合、すべての借受者に適用され償還中の方も一回当たりの償還額が変わります。

※一回当たりの償還額を調べる場合は、一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページから「貸付」→「貸付けの申込み」→「貸付償還額早見表・償還額試算シート」を参照してください。

8 現在貸付けを受けて償還中の方が、再度住宅貸付けを受けるには？

既に貸付けを受けて現在償還中の場合でも、再度、同じ種類の貸付けを申し込むことができます（借換えといえます。）。その際は貸付申込書の貸付区分欄の「借換え」に○印を付けてください。

申込金額を決める際には、次の計算方法を参考にしてください。

例) 貸付けの種類及び今回必要とする金額…… 住宅 950,000 円 ← (A)

送金日時点の貸付金未償還元利金…………… 住宅 575,462 円 ← (B)

申込金額の計算方法

$950,000 (A) + 575,462 (B) = 1,525,462 \div \boxed{1,500,000 \text{ 円}} (C)$ が申込金額
(10万円未満切捨て)

送金額 = $1,500,000 (C) - 575,462 (B) = \boxed{924,538 \text{ 円}}$

※借換えの場合の送金額は、申込金額から貸付予定時における未償還元利金を差し引いた額になります。

9 申込期限（締切日）及び貸付日

毎月25日が申込締切日です。ただし、3月と12月は15日が締切日となります。（その日が土曜日、日曜日、休日の場合は前日。）

申込書に不備や、不足書類がある場合は、受付できないことがありますので早めにお申込みください。

貸付日は、締切日の属する月の翌月の25日（その日が銀行等の休業日の場合は翌営業日）です。（本人口座への入金、貸付日より2～3日かかる場合があります。）

ただし、他共済組合からの転入を事由とする貸付けについては、随時となります。

10 審査結果の通知

審査の結果は、貸付日の属する月の中旬に所属所を経由し、会員に通知します。決定の場合は、貸付決定通知書、償還表及び完了報告書様式等が送付されます。

11 償還開始及び償還金の払込み

毎月償還は貸付日の属する月の翌月の給料から、ボーナス償還は貸付日の属する月の翌月以降の期末・勤勉手当（6月、又は12月）から控除が開始されます。

給与控除ができない市町村の職員は、所定の振込依頼書により払い込んでいただきます。

12 完了報告書の提出

新築等が完了したら、「完了報告書及び添付書類」を速やかに福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。

なお、添付書類として、登記簿謄本（全部事項証明書）を提出する場合は、所有権保存登記後のものが必要です。

13 即時償還

次の事例に該当する場合は、未償還元利金を即時償還（一括返済）することとなりますので御注意くだ

さい。

- (1) 貸付対象物件の全部、又は一部を他に貸し付けたとき
- (2) 貸付対象物件の全部、又は一部を他に譲渡したとき
- (3) 貸付対象物件の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をしたとき
- (4) 完了報告書が提出されないとき
- (5) 会員資格を喪失したとき（市町村教育委員会等への転出も該当します。）
- (6) 申込内容に偽りがあったとき
- (7) 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき
- (8) その他、貸付規程に違反したとき

1 4 団体信用生命保険

借受人が死亡、又は高度障害になったとき、保険会社が代わって未償還元利金を全額償還する団体信用生命保険制度です（保険料は、互助会が負担します）。

加入を希望する方は、申込書兼告知書を貸付・ライフプラン担当から取り寄せてください。

なお、告知内容によって加入できない場合もあります。

1 5 貸付保険制度

償還（返済）が万一不能になった場合に備えて、互助会では貸付保険に加入しています。原則として、借受者は全員貸付保険の適用を受けることになります（保険料は、互助会が負担します）。これにより、貸付けの対象物件等について抵当権の設定はしません。

1 6 その他の注意

- (1) 貸付けの申込みの際には、最新の「福利のしおり」、一般財団法人埼玉県教職員互助会のホームページから「償還額早見表」及び「一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程」等を参照してください。
- (2) 償還不能により貸付保険事故を起こした場合、次に貸付けを受けることが難しくなりますので、無理のない返済計画を立てた上で申込みをされるようお願いします。御不明な点については、貸付・ライフプラン担当まで御照会ください。

1 7 申込先

埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

☎048（830）6701（貸付・ライフプラン担当直通） FAX048（824）2638

※郵送等で直接貸付・ライフプラン担当あてに申し込んでください。

※本申込案内及び申込書等必要書類は、一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページの様式ダウンロード（<http://www.gojo-saitama.jp/>）から入手できます。ただし、団体信用生命保険の申込書兼告知書はダウンロードできませんので、貸付・ライフプラン担当へお問い合わせください。

(互)

住宅貸付けの申込みに必要な書類(提出後の返却はできません。)

		申込	土地付住宅の購入			住 宅				敷 地				他の互助会へ住宅貸付金を返済するため	
			新築の建売住宅	新築のマンション等の集合住宅	中古住宅(中古マンションを含む。)	新築	増築改築移築	修理(10㎡以内の増改築を含む。)	借入	建物購入	購入		借入		補修
											更地	底地(注1)			
申込資格等に関する書類	1	住宅貸付申込書(様式第1号(2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	団体信用生命保険 申込書兼告知書(加入希望者のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	借用証書(様式第3号(1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第28号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	受取金融機関の口座が確認できるものの写し(通帳の表紙等の写し)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	給与支給明細書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	組合員証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	引き続く他の共済組合員期間がある場合 会員期間継続証明書(様式第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約に関する書類	9	工事請負契約書の写し(工事費150万円以下の場合は請書の写しも可)(注2)				○	○	○					○		
	10	工事見積書の写し						○						○	
	11	売買契約書(条項部分を含む)の写し(注2)	○	○	○					○	○	○			
	12	持主と売主の名義が異なる場合 売主に売り渡すことを証明する売買契約書の写し、 売買証明書の写し、販売委託契約書の写し又は販売委託の委任状の写し等	○	○	○					○	○	○			
	13	仮登記されている場合 仮登記権利者又は所有者の売買契約に関する承諾書	○	○	○					○	○	○			
	14	工事等予定書(様式第12号)				○	○	○						○	
	15	賃貸借契約書の写し							○				○		
	16	重要事項説明書の写し	○	○	○				○	○	○	○	○		
	17	登記簿謄本・全部事項証明書(建物)(注3)			○		○	○		○		○			
	18	建築確認済証の写し(確認印のあるもの及び第1～5面)	○	○		○	○			○					
建物に関する書類	19	建築確認を要しない地域 市町村で発行する証明書及び建築工事届の写し	○			○	○			○					
	20	平面図(床面積及び間取りが確認できるもの)	○		○	○	○	○	○						
	21	パンフレット(平面図のあるもの)		○											
	22	建築名義人の住宅修理承諾書(様式第17号)(同居(予定)人である場合は不要)						○							
	23	住宅建築誓約書(様式第14号)								○		○			

裏面あり

申請書類				土地付住宅の購入			住 宅				敷 地				他の互助会へ住宅貸付金を返済するため	
				新築の建売住宅	新築のマンション等の集合住宅	中古住宅（中古マンションを含む。）	新築	増築改築移築	修理（10㎡以内の増改築を含む。）	借入	建物購入	購入		借入		補修
												更地	底地（注1）			
土地に関する書類	宅地造成中の場合	2 4 登記簿謄本・全部事項証明書（土地）（注3）	○		○（注4）	○	○			○	○	○	○	○		
		地目が農地の場合	○			○					○		○			
		2 5 農地転用許可書の写し及び許可申請書又は農地転用届出書の写し														
		土地区画整理事業中の土地の場合	○		○（注4）	○	○			○	○	○	○	○		
		2 6 仮換地又は保留地の証明書														
		借地の場合												○		
		2 7 土地名義人の土地使用承諾書（様式第13号）（所有者が同居（予定）人である場合は不要）				○	○			○				○		
		定期借地権付住宅の場合				○	○			○				○		
	2 8 定期借地権設定契約書の写し															
	宅地造成中の場合	2 9 造成前の登記簿謄本・全部事項証明書（土地）（注3）	○			○				○	○		○			
3 0 購入する土地と造成前の登記簿謄本・全部事項証明書（土地）が同一であることの造成主又は設計者の証明		○			○				○	○		○				
3 1 補修箇所の図面及び写真													○			
独立行政法人都市再生機構又は地方公共団体等から購入する場合は、右記に掲げる書類でよい	購入	3 2 分譲証明書又は分譲予定者証明書	○	○					○	○	○					
		3 3 パンフレット等	○	○					○	○	○					
		3 4 住宅建築誓約書（様式第1 4 号）								○						
	積立方式	3 5 分譲積立契約書の写し	○	○					○	○						
		3 6 積立てした額の証明書	○	○					○	○						
		3 7 パンフレット等	○	○					○	○						
		3 8 住宅建築誓約書（様式第1 4 号）								○						
		3 9 住宅・住宅災害・介護構造貸付残高証明書													○	
4 0 その他		必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。														

※ 2人以上の会員が同一物件について申込みをする場合は、同時に申し込んでください。この場合、重複する添付書類は省略できます。

注1 底地購入とは、現在住んでいる家の借地を購入する場合をいいます。

注2 工事請負契約書及び売買契約書には印紙税法により収入印紙が必要になりますので、必ず貼付してください。

注3 登記簿謄本・全部事項証明書は3 か月以内のものを提出してください。（写しは不可）

注4 マンションの場合省略できます。

互 住宅貸付申込書

※貸付番号

※決定金額

※毎月償還

※ボーナス償還

記入例

て
ゴ
ム
印
を
使
用
し
て
く
だ
さ
い。

所属所コード		福利小学校 4 0 B 9 9		職員番号 (市町村費等の職員は組合員番号)		埼玉太郎 9 8 7 6 5 4	
申込金額		3 0 0 0 0 0 0 円		希望する償還回数		一回当たりの償還額	
内 訳	毎月償還	1 5 0 0 0 0 0 円		毎月償還	2 4 0 回		毎月償還
	(申込金額の1/2以内) ボーナス償還 (50万円単位)	1 5 0 0 0 0 0 円		(毎月の1/6以内) ボーナス償還	4 0 回		ボーナス償還
貸付区分(○で囲む)		新規・借換		給料の月額 (教職調整額を含む。)		2 級 117 号給	
給与支給機関(○で囲む)		埼玉県 市町村等				404,352 円	
受取金融機関	金融機関	埼玉県民		給料の月額の3/10の額		121,305 円	
	支店等	浦和		給料の月額の6/10の額		242,611 円	
	支店コード	9 9 9		会員期間(申込月を算入)		23 年 1 か月	
	口座番号(右詰)	1 2 3 4 5 6 7		年数(倍率・○で囲む)		4 年未満・4 年以上	
申込事由 (○を付ける) ⇒	住宅	敷地		他互助会へ返済		限度額(倍率・○で囲む)	
	新築 増改移築 修理 一戸建購入 マンション購入 借入 建物のみ購入 更地購入 更地借入 更地借入 補修					200万円・300万円	
完了予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日						
一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けること とし、上記の金額を借り受けたので申し 令和 3 年 5 月 10 日 一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様							
申込 人	所属所名	川口市立福利小学校 (Tel) 048-830-****					
	申込人 現住所	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂○-△-□ (Tel) 048-830-XXXX					
	会員資格取得年月日	昭和・平成 令和 10 年 4 月 1 日 生年月日					
	職名	ツガナ サイタマ タロウ 昭和 平成					
	教諭	氏名	埼玉太郎 (埼玉) 48 年 5 月 5 日 (満 48 歳)				
上記の記載は、事実に相違ないこと 令和 3 年 5 月 15 日							
必ず自署!							
所属所名 川口市市立福利小学校 所属所長名 校長 川口 一郎							

 土地の購入資金と建物の建築資
 金を併せて貸付けを申し込む場合
 は一戸建購入としてください。

 物件の引渡予定日又は最
 終支払日のうち、後の日付
 を記入してください。

 ホームページの「償還
 額早見表」を参照して
 ください。

 円未満は切り捨
 ててください。

 申込中の場合は、申込中の償還額
 を記入してください。

- 注意 (1) ※印欄は、記入しないこと。
- (2) 給料の月額の欄は、申込みのときにおける給料（給料の調整額・教職調整額を含む。）を記入すること。
- (3) 申込人欄は自書すること。
- (4) 所属所長の印章は、公印とすること。

R3.07

 記入したものの写しを取って押印しない。
 直接記入のこと。

現居	1 賃貸住宅（民間借家 アパート等 、公営・公団・公社住宅、教職員公舎、社宅、その他）										
	2 自 宅（持家、親族名義の家に同居（持主名 続柄 ））										
	3 そ の 他（具体的に記入（ ））										
候補物件の状況	所在地		登記簿上の地番 埼玉県川口市青木☆丁目◎番地◇号								
			住居表示 埼玉県川口市青木☆-◎-◇								
	構造の概要	一戸建住宅	構造	階 別		1 階	2 階		合計	室 数	
			木造2階建	床面積	新築・増改築・修理等の面積		67 ㎡	56 ㎡		124 ㎡	K
				上記以外（既存部分）の面積						DK	
				合 計		67 ㎡	56 ㎡		124 ㎡	4 LDK	
	マンション等	マンション等の名称 号室									
		造 階建の 階部分、専有 ㎡・室数 K									
	敷地の状況		所有地 購入地（更地・底地）・借地（持主 ）地目 宅地 地積 98.76 ㎡								
	新築・購入等予定物件の登記予定人（続柄）〔 埼玉 太郎・花子（本人・妻） 〕										
資金	必要資金（契約額）		32,400,000 円								
	資金調達方法	住宅貸付申込金（1）	未償還元利金等（2）（貸付予定月末）		住宅貸付送金予定額（1）－（2）						
		3,000,000 円			3,000,000 円						
		自 己 資 金		7,400,000 円							
		共 済 住 宅 借 入 金		10,000,000 円							
		共 済 一 般 借 入 金		2,000,000 円							
		そ の 他 の 借 入 金（ ○△銀行 ）		10,000,000 円							
		そ の 他 の 借 入 金（ ）		円							
そ の 他 の 借 入 金（ ）		円									
新物件家族構成住	申込人と続柄		氏 名		年 齢		勤 務 先				
	本 人		埼玉 太郎		49						
	妻		埼玉 花子		47		川口市立αβ中学校				
	長 男		埼玉 小一郎		19						
所在地及び敷内図	最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること（現地調査に必要なため詳細に記入すること）。										

工事請負契約書、請書又は売買契約書等の金額を記入してください。諸経費等が必要資金に上乗せする場合は、その根拠となる資料（契約書等）により判断させていただきます。

必要資金をどのように用意するかについて記入し、住宅貸付送金予定額からその他の借入金までの合計金額が必要資金の額となるように記入してください。

借替えの方は、未償還元利金等の欄に、貸付金の送金時点での未償還元利金を償還表で確認してください。

借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書

貸付けの申込みにあたり、下記の内容に相違ありません。

一般財団法人埼玉県教職員互助会 様

令和 3 年 5 月 10 日

申込 人	所属所名	川口市立福利小学校 (Tel) 048-830-****		
	現住所	〒 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-△-□ (Tel) 048-830-XXXX		
	職名	フリガナ	サイタマ タロウ	貸付申込年月日
	教諭	氏名	埼玉太郎 (埼玉)	令和 3 年 5 月 10 日
	貸付種別 (○を付ける)	一般・住宅・教育・災害 自動車・医療・冠婚葬祭	貸付 申込金額	3,000,000 円

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

記

個人情報を「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

次の事項のいずれにも該当しないことを確認します。

- 現在、給料の全部が支給されていない。
- 現在、給与の差押えを受けている。
- 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない。
- 過去に貸付保険事故の適用を受けたことがある（保険会社に移された債務を完済している場合を除く。）。
- 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある。又は、破産手続開始決定後10年を経過していない。
- 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある。又は、再生計画認可決定後10年を経過していない。
- 破産・民事再生手続の申立てをするために、現在弁護士又は、司法書士等による事務手続を進めている。
- 貸付規程違反等のため貸付金を即時償還することになったが、その貸付金の償還が完了していない。

<当互助会の借入状況>

(単位: 円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え (償還中)	14,315	43,033
住宅貸付け	(新規) 借換え・償還中	6,898	41,467
教育貸付け	新規・借換え (償還中)	8,760	52,665
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
合 計		(A) 29,973	(B) 137,165

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

記入例

※住宅等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

※ボーナスの倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは貸付申込書をご覧ください。

<当互助会の借入状況>

(単位: 円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
公立学校共済組合	新規借入 (既借入)	29 年 2 月 27 日	2,000,000	213,874
公立学校共済組合	新規借入 (既借入)	元 年 5 月 25 日	10,000,000	404,306
公立学校共済組合	新規借入 (既借入)	28 年 2 月 25 日	4,000,000	221,536
〇〇銀行(株)	新規借入 (既借入)	元 年 5 月 10 日	10,000,000	300,000
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
合 計			26,000,000	(C) 1,139,716

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、公立学校共済組合、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当互助会への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当互助会への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当互助会に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当互助会への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当互助会への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当互助会に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料の月額>

(D)	404,352 円
-----	-----------

(注) 貸付申込書に記入した給料の月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8
359,676	274,330	1,139,716	1,773,772		1,940,889

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）

は貸付申込みを受け付けることはできません。

申込後・借受後の参考事項

1 完了報告書の提出

貸付対象物件取得（建築）完了後は、速やかに申込事由に該当する必要書類を添付して、完了報告書を提出していただきます。

また、更地の購入もしくは借入のいずれかの事由で貸付けを受けた方は、貸付日から5年以内に住宅を建築した上で、必要書類とともに完了報告書（住宅建築分）を提出していただきます。

2 住宅借入金等特別控除

自己の居住用住宅の取得のために貸付けを受け、一定の要件を満たすと、所得税の「住宅借入金等特別控除」が受けられます（詳細は、直接税務署へお問い合わせください。）。

この控除申告に必要となる「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、年末調整及び確定申告時期に該当者へ発行します。もし、届かない場合はご連絡ください。

3 償還の猶予

次に該当する方は、「償還猶予申出書」を提出することにより、償還を猶予することができます。

- （1）育児休業、介護休暇、疾病等による無給休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、又は大学院修学休業を取得した場合はその期間の範囲内で。
- （2）住宅又はその敷地が非常災害により損害を受けた場合は12か月を限度として。

4 償還途中で貸付金の一部又は全部を繰り上げて償還することができます（繰上償還）

（1）繰上償還の種類等

- ・全額繰上償還（毎月実施）
- ・一部繰上償還（1月～9月に実施）

（2）申出締切日

繰上償還月の前月15日（申出締切日が、土曜日、日曜日、休日の場合はその前日）

（3）申出方法

全額繰上償還申出書、又は一部繰上償還申出書を、福利課貸付・ライフプラン担当まで提出。

（4）繰上償還の払込み

繰上償還月の初旬に送付する「振込依頼書」で、給料日までに最寄りの金融機関から払い込んでいただきます。ただし借換貸付けを受ける月と同一月に、その既貸付金について繰上償還をすることはできません。

なお、繰上償還月までは、給与からの償還金の控除があります。繰上償還月の翌月から、全額繰上償還の場合は給与控除がなくなり、一部繰上償還の場合は償還額が変更となります。

互 住宅貸付申込書

※貸付番号	
※決定金額	000000円
※毎月償還	000000円
※ボーナス償還	000000円

てゴム印を
ください。
使用し

所属所コード		職員番号 (市町村費等の職員は組合員番号)		
申込金額 百万 千 百 十 元 円 000000円		希望する償還回数 一回当たりの償還額 円		
内 訳	毎月償還 (申込金額の1/2以内)	毎月償還 (毎月の1/6以内)	毎月償還	
	ボーナス償還 (50万円単位)	ボーナス償還	ボーナス償還	
貸付区分(○で囲む)		新規・借換	給料の月額 (教職調整額を含む。)	
給与支給機関(○で囲む)		埼玉県・市町村等	級 号 給 円	
受 取 金 融 機 関	金融機関	銀行 金庫 組合 農協	給料の月額の3/10の額 円	
	支店等	本店 支店 出張所	給料の月額の6/10の額 円	
	支店コード		会員期間(申込月を算入) 年 月	
	口座番号(右詰)		年数(○で囲む) 4年未満・4年以上	
申 込 事 由 ⇒	住宅	敷地	他互助会へ返済	
	新築	増改築	修理	借入
	マンション購入	建物のみ購入	更地購入	更地借入
	底地借入	底地借入	底地借入	底地借入
完了予定年月日 令和 年 月 日		限度額(○で囲む) 200万円・300万円		
借受中又は申込中の償還額 種 別 毎月償還 ボーナス償還 一 般 円 円 住 宅 円 円 合 計 円 円				
一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けること とし、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様				
申 込 人	所属所名	(Tel)		
	申込人 現住所	(Tel)		
	会員資格取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	生年月日	
	職 名	力がナ	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
氏 名 (印)				
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名 公印				

ホームペー
ジの「償還
額見表」を
参照して
ください。円未満は切り捨
ててください。申込中の場合は、申込中の償還額
を記入してください。

- 注意 (1) ※印欄は、記入しないこと。
(2) 給料の月額の欄は、申込みのときにおける給料(給料の調整額・教職調整額を含む。)を記入すること。
(3) 申込人欄は自書すること。
(4) 所属所長の印章は、公印とすること。

現居	1 賃貸住宅（民間借家・アパート等、公営・公団・公社住宅、教職員公舎、社宅、その他） 2 自 宅（持家、親族名義の家に同居（持主名 続柄 ）） 3 そ の 他（具体的に記入（ ））										
候補物件の状況	所在地		登記簿上の地番								
			住居表示								
	構造の概要	一戸建住宅	構造	階 別		階	階	階	合計	室 数	
			階建	床	新築・増改築・修理等の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	K
				面	上記以外（既存部分）の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	D K
				積	合 計		m ²	m ²	m ²	m ²	L D K
	マンシヨン等	マンシヨン等の名称 号室									
		造 階建の 階部分、専有 m ² ・室数							K		
	敷地の状況		所有地・購入地(更地・底地)・借地(持主) 地目 地積 m ²								
	新築・購入等予定物件の登記予定人(続柄)〔 () 〕										
資金	必要資金(契約額)		円								
	資金調達方法		住宅貸付申込金(1)		未償還元利金等(2)(貸付予定月末)		住宅貸付送金予定額(1)－(2)				
			円		円		円				
			自 己 資 金			円					
			共 済 住 宅 借 入 金			円					
			共 済 一 般 借 入 金			円					
			そ の 他 の 借 入 金 ()			円					
			そ の 他 の 借 入 金 ()			円					
	そ の 他 の 借 入 金 ()		円								
新す物件家族に構成住	申込人と続柄		氏 名		年 齢	勤 務 先					
	本 人										
所住宅地及び案内地図	最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること（現地調査に必要なため詳細に記入すること）。										

借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書

貸付けの申込みにあたり、下記の内容に相違ありません。

一般財団法人埼玉県教職員互助会 様

令和 年 月 日

申 込 人	所属所名	(印)		
	現住所	〒 (印)		
	職名	フリガナ	貸付申込年月日	
		氏名	(印) 令和 年 月 日	
	貸付種別 (○を付ける)	一般・住宅・教育・災害 自動車・医療・冠婚葬祭	貸付 申込金額	円

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

記

個人情報を「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

次の事項のいずれにも該当しないことを確認します。

- 1 現在、給料の全部が支給されていない。
- 2 現在、給与の差押えを受けている。
- 3 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない。
- 4 過去に貸付保険事故の適用を受けたことがある（保険会社に移された債務を完済している場合を除く。）。
- 5 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある。又は、破産手続開始決定後10年を経過していない。
- 6 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある。又は、再生計画認可決定後10年を経過していない。
- 7 破産・民事再生手続の申立てをするために、現在弁護士又は、司法書士等による事務手続を進めている。
- 8 貸付規程違反等のため貸付金を即時償還することになったが、その貸付金の償還が完了していない。

＜当互助会の借入状況＞

(単位：円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
合 計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

- 3 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
4 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは互助会に確認してください。

＜当互助会以外の借入状況＞

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
公立学校共済組合	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、公立学校共済組合、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当互助会への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当互助会への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当互助会に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
3 「既借入」の「償還年額」欄には、当互助会への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当互助会への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当互助会に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

＜申込人の給料の月額＞

(D)

円

(注) 貸付申込書に記入した給料の月額を記入してください。

＜償還限度額の算出＞

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）

は貸付申込みを受け付けることはできません。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

一般財団法人埼玉県教職員互助会は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 全国教職員互助団体協議会が生命保険会社と締結して、当互助会が参加している団体保険契約（団体信用生命保険）の事務手続
- 全国教職員互助団体協議会が損害保険会社と締結して、当互助会が参加している貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

一般財団法人埼玉県教職員互助会は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

（1）貸付金の送金関連

<提供時期>
当互助会が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
<提供先>
金融機関
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付金を借受人の口座へ送金するため
<提供される個人情報の内容>
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
<提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付

（2）貸付金の償還関連

<提供時期>
当互助会が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
<提供先>
会員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当互助会へ送金するため
<提供される個人情報の内容>
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

<提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付

（3）貸付保険関連

<提供時期>
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合
<提供先>
損害保険ジャパン株式会社
全国教職員互助団体協議会
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当互助会に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（登記簿謄本、貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
<提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付
※ 上記には当互助会を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
※ 損害保険ジャパン株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sjnk.co.jp>）をご参照ください。

（4）団体信用生命保険関連

<提供時期>
○住宅貸付け、又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
○保険金請求時又は事前査定時
○その他生命保険会社が必要と認める時期
<提供先>
明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）
<提供先における個人情報の利用目的>
団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当互助会、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「団体信用生命保険申込書兼告知書」に記載され

た個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
○その他団体信用制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付
※ 上記には当互助会を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
※ 再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。
※ 共同取扱いについて
この保険は全国教職員互助団体協議会が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当互助会へお問い合わせください。
※ 明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

3 個人情報の共同利用について

一般財団法人埼玉県教職員互助会及び公立学校共済組合埼玉支部の保有する個人情報を下記のとおり共同利用します。

<共同利用する個人情報>

貸付申込書及び添付書類、貸付け及び償還に係る情報

<共同利用する者>

一般財団法人埼玉県教職員互助会
公立学校共済組合埼玉支部

<利用目的>

貸付事業管理システムにより、貸付事業を行うため

4 その他

一般財団法人埼玉県教職員互助会の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.gojo-saitama.jp>）をご覧ください。

様式第 1 2 号

申 込 人	所 属 所 名	
	氏 名	

工 事 等 予 定 書

令和 年 月 日

工事請負者
住 所
氏 名

⑨

下記工事場所の工事等は下記のとおり行います。

記

1	工 事 場 所	
2	解体（整地）作業完了	令和 年 月 日
3	工 事 着 工	令和 年 月 日
4	基 礎 工 事 完 了	令和 年 月 日
5	上 棟	令和 年 月 日
6	工 事 完 了	令和 年 月 日
7	支 払 時 期	支 払 額
	契約時	令和 年 月 日 (円)
部分払	第一回	令和 年 月 日 (円)
	第二回	令和 年 月 日 (円)
	第三回	令和 年 月 日 (円)
	完成時	令和 年 月 日 (円)

- ※ 工事請負者の印は、契約書の代表者印と同じものを押印してください。
※ 支払額の合計が、契約書の金額と同額となるように記入してください。

R3.07

工 事 等 予 定 書 裏 面

※貸付番号第 号

所属所コード	
組合員番号	

互助会

一般 ・ 住宅 ・ 教育
災害 ・ 自動車 ・ 医療
冠婚葬祭
(○で囲む)

貸付借用証書

金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	---	---	---	---	---

収入印紙貼付欄

貸付金額 10 万円は 200 円、50 万円まで 400 円、100 万円まで 千円、300 万円まで 2 千円

一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 借受人が会員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（会員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、会員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、互助会の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

借 受 人	所属所名	(Tel)	
	現住所	(Tel)	
	職名	フリガナ	
		氏名	(印)

- 注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
(2) 申込人は、自書すること。
(3) 貸付金額は算用数字で記入すること。
なお、貸付金額の訂正は無効ですから、書き損じた場合は別の用紙に書き直しをすること。